

「「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等に関する意見・情報の募集」の結果について」の結果公示の備考について

令和 7 年 8 月 26 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）」につきまして、令和 6 年 7 月 4 日付けで結果公示及び公布いたしました。

「海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案」につきましては、令和 7 年 8 月 26 日付けで意見募集の結果を公示いたしました。

なお、「海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案」のうち、一部の案について農林水産省内において改めて検討を行った結果、一部修正を行いましたので、別途意見公募手続にかけさせていただきます。

一部修正を行わなかった改正案につきましては、令和 7 年 10 月末に公布を予定しております。

【お問い合わせ先】

消費・安全局植物防疫課国際室
代表：03-3502-8111（内線 4565）
直通：03-3502-5978